

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション運営規程

第1条（事業目的）

利用者の実際の生活の場において、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供し、日常生活の自立と家庭内さらには社会参加の向上を図ることを目的とする。

第2条 事業の運営方針

- （1）在宅での生活を一日でも長くできるように努め、意欲の向上と残存機能の最大限の活用および精神機能の活性化を図る。
- （2）家庭介護の負担軽減の支援を行う。
- （3）事業の実施にあたっては関係の市町村、関係居宅介護支援事業所、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 事業所の名称等

名称 東神戸病院 訪問リハビリテーション
所在地 神戸市東灘区住吉本町 1-24-13

第4条 事業所の職員体制

職 種	人員数
医師	1名以上（専任）
理学療法士	1名以上
作業療法士	1名以上
言語聴覚士	1名以上

第5条 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始 12月30日～1月3日を除く）
営業時間 9：00～16：50

第6条 サービス内容

① 病状の観察

- バイタルチェック（体温、脈拍、呼吸、血圧測定等）、心身機能の観察や助言、精神面の健康状態の確認と助言、介助者の健康状態の確認と助言、再発予防と予後予測

② 日常生活への指導助言

- 歩行、寝返り、起き上がり、立ち上がり、座るなどの機能訓練

- 食事、排泄、着替えなどの生活動作訓練
- 福祉用具の活用方法のアドバイス
- 住宅改修のアドバイス
- 言語機能、嚥下機能の訓練
- ご家族へ介助方法の指導
- 社会参加促進のための助言等

③ 介護相談

④ (介護予防) 訪問リハビリテーション計画の立案

第7条 事業の実施範囲

神戸市東灘区及び、灘区の一部

第8条 利用料金

1. 利用者および扶養者は連帯して当事業者に対し、本契約に基づく訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションサービスの対価として、ケアプランに基づいて算定された料金の額とその他サービス提供に伴う実費等を支払うものとする。また、通常の事業実施地域外でのサービス提供の場合は、実費の交通費（駐車場料金含）を支払うものとする。
2. 当事業者は、利用者および扶養者が指定する届け先に対し、前月料金の合計額の請求書および明細書を毎月 20 日までに届け、利用者および扶養者は当事業者に対し、当該合計額をその月の 28 日までに支払うものとする。
3. 当事業者は、利用者または扶養者から、1 項に定める利用料金の支払いを受けたことを確認した後、利用者および扶養者に対して領収書を発行する。
4. キャンセル料金は原則と発生しない。ただし、利用者の都合でキャンセルの連絡がない場合、連絡することが困難なやむを得ない事情が利用者に発生した場合を除き、訪問時間に相当する額の利用料 (30 分につき 4,000 円の利用料) を支払うものとする。

第9条 記録

- 1 当事業者は、利用者の訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間保管する。
- 2 当事業者は、利用者が前項の記録の閲覧・謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じるものとする。ただし、扶養者その他（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じるものとする。

第10条 秘密の保持

1. 当事業者とその職員は、業務上知り得た利用者または扶養者もしくはその家族などに関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らさない。ただし、次の各号についての情報提供については、利用者および扶養者から予め同意を得る。
 - ① 介護保険サービス利用のための、市町村・居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは適切な在宅医療のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための、学会・研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないよう仮名等を使用することを厳守する。
2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとなる。

第11条 緊急時の対応

当事業者は利用者に対し、利用者に病状の急変が生じた場合や医学的診療が必要と認められる場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡する。また、東神戸病院または協力医療機関での診察を依頼することがある。

第12条 非常災害対策

非常災害対策は次のとおりとする。

- ①非常災害対策責任者には、防火管理者（病院事務長）をあてる。
- ②消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための防災計画を策定し、年2回の実施を行う。
- ③緊急連絡・避難、救出訓練は計画に基づき少なくとも年2回実施する。
- ④計画策定、訓練は消防署等の協力を得て行うものとする。

第13条 虐待の防止のための措置に関する事項

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともにその結果について従業者に十分に周知する。
2. 虐待の防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
4. 前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第14条 業務継続計画の策定

1. 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための評価を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2. 事業者は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
3. 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第15条 要望または苦情等の申し出

1. 利用者は、提供された訪問リハビリテーションに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村、又は、国民健康保険連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができる。
2. 事業者は、提供した訪問リハビリテーションに対し、苦情の申し立てや相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応を行う。
3. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにする。

第16条 賠償責任

訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションの提供に伴って、当事業者の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当事業者は利用者に対して損害を賠償するものとする。

第17条 契約書に定めのない事項

この契約書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者または扶養者と当事業者が誠意をもって協議して定めることとする。

第18条 その他運営に関する重要事項

事業者は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ①採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ②継続研修 随時
 - 医師会などの院外研修への参加
 - 職員の恒常的なカンファレンス
 - 院内各種研修

附則：この規定は令和4年7月1日から施行する。

令和6年3月31日一部改定

令和7年1月20日一部改定